



福祉

介護保険制度

問 高齢介護課 ☎28-6025

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- ・介護保険料を納付します。
- ・サービスを利用するため、要介護（要支援）認定の申請をします。
- ・サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書または口座振替で、保険料を各自納めます。

第2号被保険者
40歳以上
65歳未満の人
医療保険に加入している人

第2号被保険者は、加齢が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

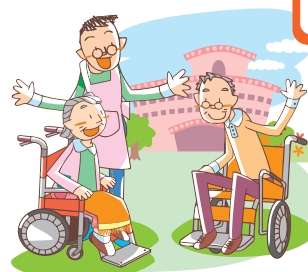
市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- ・被保険者証の交付
- ・要介護（要支援）認定
- ・サービスの確保と整備

保険料の納付・要介護（要支援）認定の申請

被保険者証の交付・要介護（要支援）認定



介護報酬の支払い

サービスの提供

利用料の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- ・指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- ・在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供



〈 広告 〉



中之庄事業所 四国中央市中之庄町 462-1

サービス付高齢者住宅 **かがやき** ☎ 0896-29-5100

居宅介護支援事業所 **「きずな」** ☎ 0896-29-5101

デイサービス **きずな** ☎ 0896-29-5102

ヘルパー事業所 **きずな** ☎ 0896-29-5103



寒川事業所 四国中央市寒川町 758-1 番地

デイサービス **かがやき** ☎ 0896-29-5137

自立訓練事業所 **のびのび** ☎ 0896-29-5167

くつろぎ溢れるアットホーム
で楽しい雰囲気の施設です。



㈱四国中央興産

介護認定の申請について

問 高齢介護課 ☎28-6025

①要介護(要支援)認定の申請

介護サービスを利用するためには、「要介護・要支援認定」の申請が必要です。本人や家族などが、高齢介護課または窓口センター(福祉窓口)で申請します。

◆申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書(被保険者及び申請者の印)
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証(40歳から64歳までの方の場合)
- ・マイナンバーや本人確認ができるもの
- ・主治医意見書(作成済の場合、一緒に提出してください)

②訪問調査

調査員が自宅を訪問し、心身の状況について、聞き取り調査を行います。

③介護認定審査会による審査

訪問調査および主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、「どれくらいの介護が必要か(要介護状態区分)」を判定します。

④認定結果の通知

要介護状態区分や認定の有効期間等が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」を送付します。

介護保険サービスについて

問 高齢介護課 ☎28-6025

介護保険サービスの利用

■介護保険サービスの利用方法

市に申請して要介護(要支援)認定を受けます。認定を受けたのち、在宅でサービスを利用するときは、**居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)**と相談し、**居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)**を作成し、サービスを受けます。施設に入所するときは、直接施設に申込みをしてください。

■利用者負担

サービス費用の利用者負担は、負担割合証に記載された割合となります。

◆サービスの種類

要介護状態区分によって利用できるサービスが異なります。

【自宅で利用】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問型サービス

【日帰りで利用】

- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所型サービス
- ・通所型短時間サービス

【施設に一時的に宿泊】

- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護(ショートステイ)

【施設に入所・入院】

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・特定施設入居者生活介護

【通い、訪問、宿泊を組合せ】

- ・小規模多機能型居宅介護

【その他】

- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修費支給



福祉

〈 広告 〉



新町 デイサービスセンター
TEL (0896) 23-6510
グループホーム 新町
TEL (0896) 23-6521
四国中央市三島中央3丁目11-33

ゆうゆう土居 (サービス付き高齢者向け住宅)
・土居訪問介護
TEL (0896) 72-8222
デイサービスセンター
さくらスマイル
TEL (0896) 72-6222
四国中央市土居町畑野713-7



小規模多機能新町・ロイヤル新町
(サービス付き高齢者向け住宅)
TEL (0896) 23-6500
四国中央市三島中央3丁目11-38

デイサービスセンタースマイル
TEL (0896) 74-0155
四国中央市土居町土居1105-1



介護事業のサン愛グループ



ケアプラザ「サン愛」三島事業所

● デイサービス ● 訪問介護 ● 居宅介護支援

自分らしい時間

自宅で高齢者を介護するとき、いろいろな苦勞がありますね。介護サービスは「介護する人、される人」双方を手助けするパートナーです。デイサービスなどの介護サービスを上手に利用して、双方が「自分らしい時間」を過ごしましょう。元気で明るいスタッフがお待ちしております。ご見学や体験もできますので、お気軽にご相談ください。

TEL(0896) **28-7920**

四国中央市中之庄町621-1
http://www.sun-i.biz/

福祉

～住みなれた地域で、にこやかに、幸せな生活を～

住宅型有料老人ホーム ココロココ四国中央



愛媛県四国中央市下柏町661-1

お問合せは
コチラ

☎ 0896-24-7581

住宅型有料老人ホーム ココロココ三島



愛媛県四国中央市下柏町1087-1

ココロココ

検索



リハビリ特化型デイサービス

ケアスタジオココロココ

愛媛県四国中央市妻鳥町1012-3

サンライズⅡ 1F

☎ 0896-56-0066

定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス

ココロココ24

介護職員と看護職員が連携し、定期的な訪問はもちろん、24時間の連絡体制のもと、必要に応じて随時ご自宅へ訪問します。



株式会社ココロココ

本社：愛媛県四国中央市下柏町661-1 ☎ 0896-24-7581



ケアサービス 菜の花

四国中央市中之庄町59-1

TEL(0896) **24-2929**

(有)ケアサービス菜の花



特別養護老人ホーム

しあわせの家

四国中央市豊岡町大町2786番地2

TEL(0896)28-2871



地域密着型

特別養護老人ホーム(ユニット型)

しあわせの家 寒川

2020年開設

四国中央市豊岡町大町2786番地2

TEL(0896)28-2871



社会福祉法人まこと

高額介護(介護予防)サービス費

問 高齢介護課 ☎28-6025

要介護・要支援者が居宅サービスや施設サービスを利用して支払った自己負担(1割から3割分)が、上限額を超えたときは、高額介護(介護予防)サービス費として、超えた分が介護保険から払い戻されます。

ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における食費・居住費は含まれません。また、福祉用具購入費、住宅改修費、おむつなど介護用品購入費の自己負担分も、対象外です。

利用者負担段階区分		世帯の負担上限額	個人の負担上限額
第1段階	生活保護の受給者		
	世帯全員が市民税非課税の 高齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が市民税非課税 で合計所得金額および課 税年金収入額の合計が80 万円以下の人	24,600円	15,000円
	世帯全員が市民税非課税 で第2段階に該当しない人	24,600円	24,600円
第3段階	世帯のどなたかが市民税 を課税されている人	44,400円 (※1)	44,400円
第4段階	同一世帯に65歳以上で現 役並み所得者に相当する 人がいる場合(※2)	44,400円	44,400円

※1 同じ世帯のすべての65歳以上の人の利用者負担が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定します。(平成29年(2017)8月から3年間の措置)

※2 現役並み所得者とは、課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合で383万円)以上の人です。

介護保険負担限度額認定について

問 高齢介護課 ☎28-6025

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ショートステイを利用した際に支払う食費と居住費の軽減を行います。

低所得の方でも施設利用が困難とならないよう、申請して認められた場合は、食費と居住費は段階ごとに負担限度額までの負担となります。超えた部分は介護保険でまかなわれます。

▶制度を利用できる方

①所得要件

本人及び世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税であること。

②資産要件

預貯金などが単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること。

▶申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
(窓口にて用意しています。ホームページからもダウンロードできます)
- ・資産要件を確認できるもの(本人及び配偶者の通帳・証明書等)
- ・認印(本人及び届出者)



第三者行為の届け出について(介護保険)

問 高齢介護課 ☎28-6025

交通事故など第三者行為が原因で要介護(支援)状態になったり、要介護(支援)度が重度化して、被害者(被保険者)が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担します。

次ページに続く

〈 広告 〉

一般社団法人在宅看護センター四国
日本財団在宅看護センター しこく

お一人お一人のご自宅での療養生活が、安心して過ごせますようお手伝いいたします。

少しでも今までどおりの生活がおくれますよう、病気による苦痛や不快な症状の軽減に努めます。気になることや心配なことがありましたら、ご相談ください。

【事業内容】●介護保険の訪問看護 ●医療保険の訪問看護 ●精神疾患の訪問看護
●難病、小児(慢性特定疾患)の訪問看護 ●緩和ケア専門の看護師による訪問看護

◇訪問看護の範囲でのリハビリも出来ます◇
※土、日、祭日、24時間365日対応いたします。
(緊急時の訪問対応しております。)

四国中央市三島宮川4-10-72 【電話番号】
https://zaikan459.link **0896-77-5057(代)**

訪問介護 花

〒799-0413
四国中央市中曽根町5013
カーサレジオ103

TEL 0896-22-3629
FAX 0896-22-3626

◆届出に必要もの

- ・第三者行為による傷病届
- ・発生状況報告書
- ・念書
(以上については窓口にて用意しています。HPからもダウンロードできます)
- ・交通事故証明書(写しでも可)
- ・示談書の写し(成立している場合)

在宅福祉事業

問 高齢介護課 高齢者福祉施策係 ☎28-6024

高齢者等の生活支援事業

■①軽度生活援助事業

高齢者のみの世帯が日常生活上の軽易な作業をシルバー人材センターへ依頼できるようにしています。

■②はり、きゅうおよびマッサージ施術費助成事業

高齢者が、はり、きゅうおよびマッサージの施術を受けた場合に、その費用の一部を定額助成しています。

■③高齢者バス利用費用助成事業

高齢者の外出を支援するため、65歳以上の高齢者の方へバスの利用費用を助成しています。

■④在宅高齢者短期宿泊事業

在宅高齢者およびその世帯の福祉の向上を目的として、在宅高齢者を一時的に施設へ受け入れています。

家族介護支援事業

■①寝たきり老人等介護者慰労金支給事業

要介護4・5の65歳以上の方を、在宅で介護する同居の家族の方に慰労金を支給しています。

■②家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を、在宅で介護する世帯(市民税非課税世帯)について、介護費用の軽減を図るため、紙おむつや尿取りパット等の介護用品を支給しています。

■③家族介護者交流事業

高齢者等を在宅で介護している家族について、介護者相互の交流事業を開催しています。

見守りサービス

■①緊急通報体制整備事業

独居高齢者が急病等の際に、簡単な操作で契約業者へつながり予め登録している協力員や警備員が自宅に駆けつけ救急車等の手配を行うサービスを提供しています。

■②独居高齢者福祉ネットワーク事業

独居高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、各地域に見守り推進員を配置し、定期的に訪問活動を実施しています。

■③徘徊高齢者位置検索サービス事業

徘徊高齢者の早期発見および安全確保を目的にGPSを活用した位置検索サービスを導入しています。

■④見守り型配食サービス事業

在宅の高齢者世帯に、お弁当を手渡しで配達することにより見守りを行っています。

〈 広 告 〉

いしかわ整骨院

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30 ~ 12:00	●	●	●	●	●	13:00 まで
15:00 ~ 19:00	●	●	●	●	●	

休日 土曜午後・日曜・祝日

四国中央市川之江町446-1

☎0896-59-5595

院長 石川 竜哉

福祉用具の販売・レンタル・住宅改修

介護ショップすずき

福祉用具のことならおまかせください。

【専用ダイヤル】
TEL0896-72-6566

住まいのことはお気軽にご相談ください。お見積りできます。

新築 リフォーム 取替 修理 キッチン トイレ お風呂 カス

プロの施工、プロの修理。お問い合わせは信用とサービスのゆきといた当店にどうぞ。

有限会社 **鈴木住宅設備**

Eco & Electronics Reform

<https://www.suzuki-js.com/> E-mail: info@suzuki-js.com

〒799-0404 四国中央市三島宮川12丁目1-6

紙の総合商社

カミ商事株式会社

社 長 井 川 博 明

本 社

四国中央市三島宮川1-2-27

TEL(0896)23-5400

その他の事業

■ ①外出支援サービス事業

新宮地域の高齢者等を対象に生きがい活動の拠点である高齢者生活福祉センターまで自動車により送迎し、その外出を支援しています。

■ ②高齢者生活福祉センター

新宮地域の高齢者福祉の拠点としてデイサービス事業、介護支援事業等を提供しています。

■ ③心配ごと相談事業

高齢者等が社会生活を営んでいく不安を解消するために、弁護士及び司法書士による心配ごと相談を実施しています。

養護老人ホーム事業

問 高齢介護課 高齢者福祉施策係 ☎28-6024

老人福祉法第11条の規定による養護老人ホーム入所措置を行い、環境上の理由および経済的な理由により居宅において生活することが困難な高齢者の保護を実施しています。

生きがいづくり事業

問 高齢介護課 高齢者福祉施策係 ☎28-6024

老人福祉センター・川之江ふれあい交流センター

老人福祉センターおよび川之江ふれあい交流センターでは60歳以上の方を対象に、生きがいづくりのための各種趣味の講座を開講しております。老人福祉センターでは「健康体操」「健康づくりレクリエーション」「カラオケ」「大正琴」、川之江ふれあい交流センターでは「盆栽」「陶芸」の講座を開講しております。

- ・老人福祉センター(上柏町155番地)
- ・川之江ふれあい交流センター(川之江町4069番地1)

敬老会・敬老祝い金

9月には敬老会を開催します。四国中央市では、75歳以上の方を対象として小学校体育館や公民館等に招き、多年にわたり社会に貢献された方々を敬愛し、長寿をお祝いしています。

さらに、80歳や米寿など節目の年齢を迎える高齢者には敬老祝い金を支給しています。

老人クラブ

老人クラブは、地域に住む60歳以上の方で構成される団体です。四国中央市には83クラブあり、社会奉仕活動や地域社会との交流、レクリエーション等を行っています。

認知症の人やそのご家族への支援

問 高齢介護課

地域包括支援センター ☎28-6147

認知症予防及び早期発見・早期対応

■ 認知症初期集中支援チーム

認知症の対応に特化した支援チームです。認知症が疑われる方のご自宅を訪問し、必要な医療や介護サービスにつながるよう支援しています。

■ もの忘れチェック体験

心配なもの忘れの疑いを早期に発見し、予防に取り組んでいただけるよう「もの忘れチェック体験」を実施しています。

■ もの忘れ相談

心配なもの忘れがある方やそのご家族等を対象として、専門医による相談を無料で実施しています。

■ 頭の健康トレーニング教室

心配なもの忘れがある方を対象に認知症予防のための教室を開催しています。



福祉

次ページに続く

〈 広告 〉



社会福祉法人 福寿会

特別養護老人ホーム 川之江荘
短期入所生活介護事業所 川之江荘
デイサービスセンター かわのえ
居宅介護支援事業所 かわのえ

〒799-0102
四国中央市川之江町長須713番地

TEL 0896-58-5530

FAX 0896-58-5642

http://care-net.biz/38/kawanoesou/

認知症を正しく理解するための普及啓発

■ 認知症みんなで支えていきマップ(ケアパス)

認知症に関する医療・福祉・介護等、様々な情報を掲載した冊子を作成し配布しています。

■ 認知症にやさしい地域づくり講演会

認知症の予防やその対応方法等について、講演会を通じて普及啓発活動を行っています。

■ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。

■ 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症について更なる理解を深める講座を開催しています。

■ 認知症高齢者みんなで探そや！体験

認知症高齢者がまちを不安そうに歩いているという設定のもと、声掛けと見守り方法を疑似体験できる講座を開催しています。



福祉

認知症支援のネットワークづくり

■ あんしん登録制度

認知症の方が行方不明となった際に早期に保護できるよう、事前に必要な情報を市役所に登録できます。

■ 認知症高齢者みんなで探そやネットワーク

認知症高齢者がひとり歩き(徘徊)により行方不明となった際に、ご家族同意の上、協力機関や福祉・介護保険関係機関などに情報を配信し早期保護を図っています。

■ 認知症地域支援推進員

認知症とともに、自分らしく過ごせる地域を目指し、医療・介護・地域資源等の連携を図り、認知症の方やそのご家族を支援するための相談等を行っています。

一般介護予防事業

問 高齢介護課

地域包括支援センター ☎28-6147

高齢者が健康で生き生きとした自分らしい生活を続けていけるよう、介護予防に関する知識の普及や啓発、地域における自発的な介護予防の活動の育成や支援を行います。

■ ①貯筋体操のつどいの場支援

貯筋体操とは高知市で開発された筋力運動のDVDを見ながら、手や足に重りをつけて行う体操です。椅子に座ったり、椅子を持ちながら、ゆっくり体を動かす運動です。

また、『かみかみ百歳体操』のDVD等で、お口や飲み込みの体操も合わせて行っています。

◆ 教室の立ち上げコンセプト

- ・地域住民が容易に通える範囲の会場で開催
- ・週1回程度集まって実施
- ・教室の運営は地域住民で実施

※教室の立ち上げや運営などは、地域包括支援センターがお手伝いをします。また、体力測定などの継続支援を行います。

◆ 四国中央市 貯筋体操自主サークル一覧

R1.10.1現在

● 川之江地域

	サークル名	場所	曜日・時間
川之江	コスモス	川之江西老人つどいの家	金曜14:00～
	宮の谷サロン	宮の谷集会所	月曜9:30～
	七タ会	川之江ふれあい交流センター	金曜10:45～
	あすなろ	川之江ふれあい交流センター	火曜19:45～
	天生津ざんか	天生津自治会館	木曜13:30～
	城山貯筋サークル	古町集会所	水曜13:30～
	亀の子倶楽部	塩谷公会堂	水曜13:30～
	八将	馬場集会所	水曜13:30～
	はなみずき	西大門公会堂	火曜13:00～
	元気会 あじさいクラブ	栄橋通り集会所	月曜10:00～ (第2週は13:00～)
金生	住吉体操クラブ	住吉自治会館	木曜13:00～
	小山にこにこ体操クラブ	小山集会所	水曜10:00～
	山田井貯筋体操	生きがい研修センター(山田井)	水曜10:00～
	いきいき体操クラブ通町	通町集会所	月曜9:30～
上分	はつらつ	上分公民館	月曜10:00～
	喜寿会	上分老人つどいの家	月曜10:00～
妻鳥	ひまわり	川之江隣保館	月曜9:00～
	スイートピー	川之江隣保館	水曜10:00～
	すみれ会	妻鳥上集会所	土曜10:00～
	えひな貯筋クラブ	妻鳥公民館	火曜10:00～
	サロン山口	山口公会堂	火曜10:00～
	綿市クラブ	綿市集会所	木曜13:30～
	えひなサークル	中上集会所	金曜13:30～
	サロン ひらぎさくら	平木集会所	木曜9:00～
	百花会	新浜ふれあいパーク	火曜19:00～
	金ちゃんクラブ	金田公民館	火曜10:30～
金田	半田絆クラブ	半田公会堂	火曜13:30～
	やよいサロン	西金川公会堂	月曜10:00～
川滝	柴生貯筋クラブ	柴生公会堂	水曜9:00～
	葱尾ふれあい貯筋体操クラブ	葱尾ふれあい広場	水曜10:00～
	おしゃべり サロン古下田	古下田集会所	毎月 1、8、15、22日 13:00～

● 新宮地域

	サークル名	場所	曜日・時間
新宮	新宮教室	新宮公民館	月曜9:30～
上山	あじさい	ジョイフル八窪	水曜13:00～

●三島地域

	サークル名	場所	曜日・時間
松柏	いぶきサークル	松柏公民館	火曜13:30～
	サロン端華	川東集会所	水曜13:30～
	笑顔さわやか	上柏集会所	木曜9:45～
	はなみずき	上柏集会所	火曜10:00～
	栄クラブ	栄通り集会所	火曜13:30～
三島	なかよし会	四国中央市保健センター	月曜9:30～
	コスモスサロン	三島公民館	月13:30～ 木10:00～
	柏の木	朝日文化会館	木曜9:30 (第2週以外)
	金子オリーブ会	ケアハウスオリーブ	火曜10:30～
中曽根	スマイル	中曽根公民館	月曜9:00～
	どんぐり	中曽根公民館	木曜10:00～
中之庄	フラワー会	中之庄公民館	木曜9:30～
	みどり	正之森集会所	木曜9:00～
	なるみ	宮北集会所	日曜10:30～
寒川	にこにこ会	寒川公民館	月曜9:30～
	サロン西浜	寒川中部集会所	火曜9:30～
	菊水会	東寒川第2集会所	月曜9:30～
	長楽会	西寒川集会所	月曜9:00～
豊岡	なのはな	豊岡公民館	金曜9:00～

●土居地域

	サークル名	場所	曜日・時間
関川	ひまわり	上北野集会所	水曜19:00～ (夏19:30～)
	文月会	名西内集会所	木曜9:00～
	いずみ	上泉集会所	水曜13:00～
	三栗会	石原集会所	水曜9:00～
	あいあい1	ふれあいサロン あいあい北野	月曜10:30～
	あいあい2	ふれあいサロン あいあい北野	木曜10:30～
土居	さつき会	土居福祉センター	火曜13:00～
	飯武健康サークル	飯武集会所	水曜13:30～
	野菊	土居公民館	木曜10:00～
	入野ひまわり会	東入野集会所	火曜13:30～
	すえひろ会	下畑野集会所	月曜9:00～
	商工会貯筋クラブ	訪問介護24	水曜15:30～
	ジャスミン	訪問介護24	日曜10:00～
小富士	すみれ	小富士公民館	木曜9:30～
	のんちゃんとう かいな仲間たち	小林集会所	月19:30～ 金20:00～
	ひまわり	中村集会所	水曜19:30～
	藤花会	藤原集会所	木曜14:00～
	ミックスジュース	梅ヶ町集会所	月曜13:30～
長津	東村	東村集会所	火曜13:30～
	あかね	東大道東集会所	月曜13:30～
天満	笑顔の兄貴	天満公民館	水曜13:30～
	西の町にこちゃん クラブ	西の町集会所	月曜13:30～
蕪崎	ぴんぴんころり	蕪崎公民館	月曜13:00～
	令和クラブ	五明集会所	火曜13:30～

※自主サークルの運営になりますので、曜日時間を変更している場合があります。ご了承ください。

※最新のサークル一覧は四国中央市のホームページをご覧ください。

■②介護予防教室

地域の身近な施設(公民館、集会所等)にて、介護予防に関する知識の普及啓発を目的に、高齢者のニーズを考慮した内容で開催しています。

■③まちづくり出前講座

市内在住・在勤・在学の10人以上のグループ団体に対して、下記の講座を実施します。開催1か月前までに申し込みが必要です。

- (1) 認知症予備軍をチェックしよう
～タッチパネルパソコンを使って～
- (2) 認知症予防ってどうするの？
～頭と体を動かすことから始めませんか～
- (3) 本当に知っている？認知症
(認知症サポーター養成講座)
- (4) 介護予防の基本講座
- (5) 地域で貯筋体操～椅子を使って筋力アップ～

■④しこちゅ～体操

四国中央市のイメージソング「未来へ続くまち」に合わせたオリジナルの介護予防体操の普及啓発を行っています。

少しゆっくりしたテンポの体操(ゆっくりバージョン)も作成しました。

■⑤お口の健康教室

ちょっとした心がけで、お口の機能低下が予防できることを、歯科医師による検診とお話、言語聴覚士や歯科衛生士による実技等により学びます。

高齢者や介護に関する相談窓口

問 高齢介護課 地域包括支援センター
担当区域: 市内全域 ☎28-6147

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携を取り合いながら、高齢者やそのご家族に対して、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的な支援を行います。

総合相談支援業務

介護に関する相談や悩みはもちろん、医療や福祉などに関する様々な相談に応じています。高齢者のみなさんや、ご家族、地域住民の方などから相談を受け、適切なサービスや機関、制度の利用につなぎます。

次ページに続く

権利擁護業務

高齢者の人権や財産を守るため、虐待の防止や早期発見、成年後見制度の紹介、消費者被害の防止等を行っています。

■ 権利擁護講演会

権利擁護に関する制度等(成年後見制度など)の普及啓発を目的として、毎年各地域の公民館で、市民の方を対象に講演会を開催しています。

障がい者福祉

問 生活福祉課 障がい福祉係 ☎28-6023

身体障害者手帳

身体機能に永続的な障がいがあり、身体障害者障害程度等級表に該当する人に交付される手帳です。

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続的な障がいがあり、身体障害者障害程度等級表に該当する人が対象となります。

障がいの程度によって重い人から順に1級から6級までに認定され、それぞれの障がいやその障がいの程度に応じた福祉サービスを利用することができます。なお、手帳交付には1~2か月程度かかります。

手帳の交付対象になるか、障がい部位、なりうる障がいの等級は、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師に確認してください。

※身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師については、窓口までお問い合わせください。

■ 新規申請

▶ 必要書類など

- ・申請書
- ・診断書(身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載したもの)
- ・本人の顔写真 縦4cm×横3cm 1枚(脱帽して上半身を写した、6か月以内に撮影したもの)
- ・個人番号がわかるもの ・印鑑

※新規申請は、おおむね3歳から申請できます。ただし、障がいの程度が客観的データから明らかである場合は、3歳未満における障がい認定も可能です。

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

療育手帳

心身の発達、日常生活・行動・知的能力・社会性などさまざまな観点から知的障がいがあると判定された人に交付される手帳です。

ただし、18歳までの発達期以後に、精神障がいや事故などにより知的機能に障がいが見れた場合は対象となりません。

障がいの程度によって重い人から順に、A1、A2、A3、B4、B5に認定され、障がいの程度に応じた福祉サービスを利用することができます。なお、手帳交付には1か月程度かかります。

■ 新規申請

▶ 必要書類など

- ・申請書
- ・本人の顔写真 縦4cm×横3cm 1枚(脱帽して上半身を写した、おおむね6か月以内に撮影したもの)
- ・印鑑

※申請後、判定を行いますので、決められた日に判定へ行ってください。

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

〈 広告 〉

障害や病気によって仕事や生活が著しく制限される方へ

愛媛 障害年金相談 センター

<https://www.ehime-shogai.net/>

四国中央市金生町下分231-7
リバーサイドビル2階
TEL 0896-56-6282
FAX 0896-29-5277

大西社会保険労務士事務所
四国中央市金生町下分231-31

【事業所番号】3861391500

訪問看護ステーション 優 相談 サポート

四国中央市中曽根町1256-1
TEL 0896-72-8080
FAX 0896-72-8081

【事業所番号】生活介護 3811300510 / 児童発達支援 3851300164

重症心身障がい児(者)通所施設 きいちご

四国中央市中曽根町1256-2
TEL 0896-72-8100
FAX 0896-72-8101

URL aidasystem.jp
担当：野本

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳です。

障がいの程度によって重い人から順に、1級から3級までに認定され、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用することができます。

手帳交付には1～2か月程度かかります。手帳の有効期間は2年で、更新が必要となります。

新規申請

必要書類など

- 申請書
- 本人の顔写真 縦4cm×横3cm 1枚(脱帽して上半身を写した、1年以内に撮影したもの)
- 個人番号がわかるもの ・印鑑

次のいずれかの書類

- 手帳用診断書
 - 精神障がいによって障害年金を受けている場合は、障害年金の証書、最新の振込通知書、同意書
 - 精神障がいによって特別障害給付金を受けている場合は、特別障害給付金受給資格者証、特別障害年金給付金支給決定通知書・最新の振込通知書、同意書
- ※新規申請は、精神障がいを支給事由とする障害年金を受給中であるか、精神障がいと判断されてから6か月以上が経過していることが必要です。

申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

補装具

身体の不調や障がいの部分や障がいの部分の補って、職業その他日常生活の能率の向上を図る用具の購入費・修理費の支給がなされます。労働者災害補償保険法や介護保険法などの対象となる補装具については、そちらが優先となります。

支給を受ける際に、愛媛県福祉総合支援センターの判定が必要な場合がありますので、必ず購入・修理する前にご相談ください。すでに自費で購入(修理)された場合は対象となりません。

対象者

身体障がい者・身体障がい児および難病患者などで、補装具により身体の不調または損なわれた身体機能を補完・代替できる人

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または難病受給者証
- 意見書(補装具の種類によって必要)
- 個人番号がわかるもの
- 申請書
- 見積書
- 印鑑

対象となる補装具

対象者	補装具
身体障がい者および身体障がい児(18歳未満)	義肢(義足・義手など) 装具 歩行器 座位保持装置 歩行補助つえ(一本つえを除く。) 車いす 電動車いす 重度障がい者用意思伝達装置 補聴器 義眼 眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ) 盲人安全つえ
身体障がい児(18歳未満)	座位保持いす 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

自己負担

自己負担は原則1割ですが、所得区分による負担上限月額があります。また、障がいのある人本人または本人と世帯の最多納税者の市民税所得割の額が46万円以上の場合は、給付の対象になりません。

再交付について

補装具には耐用年数があります。耐用年数が過ぎた補装具は、再支給を申請することができます。

申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

日常生活用具

在宅で生活する重度障がい者(児)に対して、日常生活がより円滑に行われるよう障がいに応じて、用具の給付がなされます。

対象となる用具

種目	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具など
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、透析液加温器など
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつなど

品目ごとに給付できる対象者は異なります。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 申請書 ・見積書
- 障害者手帳 ・カタログのコピー
- ※診断書が必要な場合があります。
- 印鑑

自己負担

自己負担は原則1割ですが、公費負担上限額を上回る金額は自己負担となります。また、障がいのある人と世帯の最多納税者の市民税所得割の額が46万円以上の場合は、給付の対象になりません。

再交付について

日常生活用具には耐用年数があります。耐用年数を過ぎた日常生活用具は、再給付を申請することができます。

申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

次ページに続く

自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障害者手帳所持者であって、障がいの軽減や機能を回復するための医療を指定医療機関で受ける人に、医療費の助成をする制度です。医療機関、薬局をそれぞれ1つずつ指定できます。

対象医療(例)

人工透析、心臓手術、人工関節置換術、抗HIV療法、免疫調節療法の治療を受けた場合など

申請に必要なもの

- 申請書
- 意見書(指定医が作成したもの)
- 医療保険証
- 特定疾病療養受療証(更生医療の内容によっては必要)
- 身体障害者手帳
- 個人番号がわかるもの
- 印鑑

自己負担

原則、保険診療の1割の金額が自己負担となり、世帯の市民税などに応じて月額上限額が決まります。

申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある人、または治療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患のある児童で、治療によって確実な治療効果が期待できると認められる場合に、指定自立支援医療機関での治療に対し、医療費の一部を助成する制度です。

対象となる障がい(疾患)

- 肢体不自由
- 視覚障がい
- 聴覚、平衡機能障がい
- 音声、言語、そしゃく機能障がい
- 内臓障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害を除く内部障がいについては、先天性のものに限る。)
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

※詳しくは主治医にご確認ください。

申請に必要なもの

- 申請書
- 意見書(指定医が作成したもの)
- 医療保険証
- 個人番号がわかるもの
- 印鑑

自己負担

原則、保険診療の1割の金額が自己負担となり、同じ医療保険に加入している世帯の市民税などに応じて月額上限が決まります。

申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患のために通院による医療を受ける場合、継続的にかかる医療費の負担を軽減する制度です。

支給対象者

精神疾患(てんかんを含む)により、通院による治療を続ける必要がある人

申請に必要なもの

- 申請書
- 自立支援医療(精神通院用)の診断書
- 医療保険証
- 個人番号がわかるもの
- 障害年金額がわかるもの(障害年金を受給されている人のみ)
- 印鑑

自己負担

原則、保険診療の1割の金額が自己負担となり、同じ医療保険に加入している世帯の市民税などに応じて月額上限が決まります。

申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、またできるだけ自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスを提供します。

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる『訪問系サービス』、入所施設などで昼間に利用できる『日中活動系サービス』、施設に入所して利用できる『居住系サービス』に分けられます。

訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所したりして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	移動が著しく困難な視覚障害の方に同行し情報の提供や移動の援護、外出する際に必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■ 日中活動系サービス

入所施設などで昼間の活動を支援します。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した(障がいのある)人が環境の変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問・来所により必要な支援をします。

■ 居住系サービス

入所施設などで住まいの場としてのサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排泄、食事などの介護をします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	施設を利用していた(障がいのある)人がひとり暮らしをはじめたときに、訪問して必要な助言などの支援をします。

▶ 申請に必要なもの

- 申請書
- 障害者手帳もしくは自立支援医療受給者証(精神通院医療)
- 個人番号がわかるもの
- 印鑑

■ 自己負担

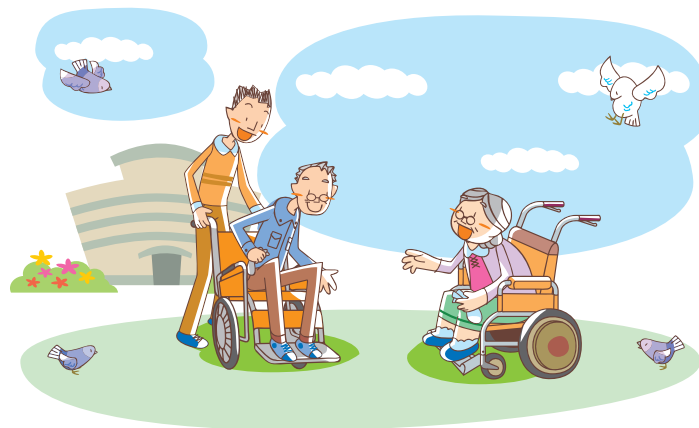
サービスを利用した場合、1割を利用者が支払うこととなりますが、世帯の所得に応じて負担上限月額が決まります。

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口



次ページに続く ▶



児童福祉法に基づく福祉サービス

心身に障がいを持つ児童に対して、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行う福祉サービスです。

サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対し、児童発達支援および医療的治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

◆ 申請に必要なもの

- 申請書
- 障害者手帳もしくは療育の必要性が確認できる意見書
- 個人番号がわかるもの
- 印鑑

■ 自己負担

サービスを利用した場合、1割を利用者が支払うこととなりますが、世帯の所得に応じて負担上限月額が決まります。

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

移動支援

屋内外において単独での移動が困難な障がい者(児)に対し、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助を提供します。

■ 自己負担

サービスを利用した場合、1割を利用者が支払うこととなりますが、世帯の所得に応じて負担上限月額が決まります。

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

障害児福祉手当

身体または精神に著しく重度の障がいを有する20歳未満の人に対して支給される手当です。(所得制限あり)
受給資格が認定されると申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分までの手当が支給されます。

■ 令和元年度手当額

14,790円/月

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

特別障害者手当

身体または精神に著しい重複の障がいを有する20歳以上の人に対して支給される手当です。(所得制限あり)
受給資格が認定されると申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分までの手当が支給されます。

■ 令和元年度手当額

27,200円/月

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

心身障がい者移動支援チケット「しこちゅ〜おでかけチケット」

在宅の障がいのある方の社会参加の促進を目的とし、タクシーや自家用車の給油に使えるチケットを支給しています。

▶ 対象

四国中央市に住所を有し、施設入所中や入院中でない身体障害者手帳1級・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

▶ 申請に必要なもの

- ①申請書 ②障害者手帳 ③印鑑
- ④給油に利用する車両の確認書類(車検証・標識交付証明書など)
- ⑤代理申請の場合は代理人の本人証明書類(免許証など)

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口



福祉

身体障害者自動車改造助成

身体障がい者が自ら運転する車を改造する場合の費用を助成します。
※所得制限あり

■ 助成金額

改造に要した費用(上限10万円まで)

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

障害者自動車運転免許取得助成

障がい者の第1種普通自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。

■ 助成金額

免許取得に要した費用の3分の2以内(上限10万円まで)

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

NHK放送受信料の減免

障害者手帳をお持ちの人は放送受信料が一定額免除される場合があります。

▶ 対象者

- 受信料全額免除
障害者手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯構成員すべてが市民税非課税の場合
- 受信料半額免除
以下の人が世帯主で受信契約者の場合
①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人
②視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳を所持している人

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

有料道路における障がい者割引制度

「身体障がい者の人が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の人もしくは重度の知的障がい者の人が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。割引の適用を受ける際は事前に市役所での手続きが必要となります。

▶ 申請に必要なもの

- 障害者手帳 ・ 車検証
 - 運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ)
- ※ETC利用での割引を希望する場合は以下のものも必要となります。
- 障がい者名義のETCカード
 - ETC車載器の管理番号が確認できるもの

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

パーキングパーミット制度

障がいのある方、高齢者、妊産婦やけが人など、歩行の困難な方に、県がパーキングパーミットを交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

■ 申請先

生活福祉課または各窓口センター福祉窓口

障害認定による後期高齢者医療制度への加入

問 国保医療課 後期高齢者医療係 ☎28-6017

65歳から74歳の方で、愛媛県後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

負担割合や保険料が安くなることがあります。詳しくはお問い合わせください。

▶ 対象者

- ①障害年金証書1・2をお持ちの方
- ②身体障害者手帳1～3級または4級の一部をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ④療育手帳Aをお持ちの方

■ 申請先

国保医療課または各窓口センター



福祉

生活困窮者自立支援制度

問 生活相談支援センター ☎28-6101
(社会福祉協議会内)

■ 生活上の不安や心配ごとなど、一人で悩まず、 まずご相談ください。

あなたの声に寄り添い、あなたに合った解決を一緒にお探します。

心身の不調、失業や就労の問題、家族や家計の問題、子育ての悩みや介護疲れ、社会的孤立や生きがいの喪失など、生活に困窮する方々の相談を専門支援員が受け付け、困窮状態の解決や自立に向けての支援を行います。

生活保護制度

問 生活福祉課 生活保護係 ☎28-6146

■ 制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

■ 申請について

相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。生活保護を受けるための要件および内容についてはお問い合わせください。

その他援護制度

問 生活福祉課 社会福祉係 ☎28-6023

戦没者の遺族や戦傷病者の援護のほか災害援助や法外援護等を行っています。



福祉